

○ 労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・厚生労働省令第七号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置（第七十三条―第八十一条）</p> <p>第五章 雑則（第八十二条・第八十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この命令において、「金融機関等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「協同組織金融機関」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成金融機関等」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「対象協同組織金融機関等」、「承継協同組織金融機関」、「協同組織金融機関等」、「優先出資の引受け等」、「協同組織金融機能強化方針」、「特別関係協同組織金融機関等」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第七十三条・第七十四条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この命令において、「金融機関等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「協同組織金融機関」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「基本計画提出金融機関等」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成金融機関等」、「対象協同組織金融機関」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「対象協同組織金融機関等」、「承継協同組織金融機関」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三項、第五項、第六項若しくは第</p>

置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三項、第五項、第六項若しくは第八項、第四条第一項、第五条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第三項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第一項、第二十七条第二項、第三十四条第一項若しくは第二項、第三十四条の二、第三十四条の三第一項若しくは第三項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、株式等の引受け等、劣後特約付金銭消費貸借、銀行等、金融組織再編成、協同組織金融機関、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成金融機関等、対象協同組織金融機関、信託受益権等、取得優先出資等、経営強化指導計画、対象協同組織金融機関等、承継協同組織金融機関、協同組織金融機関等、優先出資の引受け等、協同組織金融機能強化方針、特別関係協同組織金融機関等又は協定をいう。

（経営強化計画の提出）

第三条 法第四条第一項の規定により経営強化計画を提出する労働金庫及び労働金庫連合会（以下「労働金庫等」という。）は、別紙様式第一号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～五 （略）

六から八まで 削除

八項、第四条第一項、第五条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第三項、第十七条第一項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第一項、第二十七条第二項、第三十四条第一項若しくは第二項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、株式等の引受け等、劣後特約付金銭消費貸借、銀行等、金融組織再編成、協同組織金融機関、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、基本計画提出金融機関等、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成金融機関等、対象協同組織金融機関、信託受益権等、取得優先出資等、経営強化指導計画、対象協同組織金融機関等、承継協同組織金融機関又は協定をいう。

（経営強化計画の提出）

第三条 法第四条第一項の規定により経営強化計画を提出する労働金庫及び労働金庫連合会（以下「労働金庫等」という。）は、別紙様式第一号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～五 （略）

六 経営強化計画につき第三者（金融、法律、会計等に関して優れ

九| 当該労働金庫等の事務所の設置の状況を記載した書面

十| 削除

十一〜十三 (略)

2 (略)

(法第四条第一項第二号の経営の改善の目標)

第四条 法第四条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、コア業務純益(別紙様式第一号(記載上の注意)に規定するコア業務純益をいう。以下同じ。)又はコア業務純益ROA(同様式(記載上の注意)に規定するコア業務純益ROAをいう。以下同じ。)及び業務粗利益経費率(同様式(記載上の注意)に規定する業務粗利益経費率をいう。以下同じ。)を指標とする収益性

た識見を有する者に限る。以下同じ。)による評価を受けたことを証する書面

七| 前号の評価の概要を記載した書面

八| 当該労働金庫等が基準適合金融機関等でない労働金庫等(協同組織金融機関を除く。)であるときは、令第五条第一号ロに掲げる要件に該当することを証する書面

九| 当該労働金庫等が協同組織金融機関であるときは、次に掲げる書面

イ| 当該労働金庫等の事務所の設置の状況を記載した書面

ロ| 令第五条第二号ロ及びハに掲げる要件に該当することを証する書面

十| 法第五条第一項第七号に掲げる要件に該当することを証する書面

十一〜十三 (略)

2 (略)

(法第四条第一項第二号の経営の改善の目標)

第四条 法第四条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、収益性及び業務の効率の向上の程度(コア業務純益ROA(別紙様式第一号(記載上の注意)に規定するコア業務純益ROAをいう。以下同じ。))の上昇及び業務粗利益経費率(同様式(記載上の注意)に規定する業務粗利益経費率をいう。以下同じ。))の低下の程度を含むものに限る。)並びに不良債権の処理とする。

の確保及び業務の効率化とする。

(法第四条第一項第四号の責任ある経営体制の確立に関する事項)
第五条 法第四条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

一〇二 リスク管理(不良債権の適切な管理を含む。)の体制の強化のための方策

二〇四 (略)

五 基準適合金融機関等でないときは、従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策(当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。)

第六条から第八条まで 削除

(法第四条第一項第四号の責任ある経営体制の確立に関する事項)
第五条 法第四条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(新設)

二〇四 (略)

(新設)

(法第四条第一項第五号の経営責任等の明確化に関する基準)

第六条 法第四条第一項第五号に規定する主務省令で定める基準は、代表権のある役員が役員を退任することとする。

(健全な自己資本の状況にある旨の区分)

第七条 法第四条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる労働金庫等の種

類に応じ当該各号に定める区分をいう。

一 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有する労働金庫等 単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも四パーセント以上であること。

二 前号に規定する労働金庫等以外の労働金庫等 単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

2 前項に規定する「単体自己資本比率」とは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・労働省令第八号）第二条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

3 第一項第一号に規定する「連結自己資本比率」とは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。

（法第四条第一項第六号の経営責任及び株主責任の明確化に関する基準）

第八条 法第四条第一項第六号に規定する主務省令で定める基準は、法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う時期までに代表権のある役員が役員を退任することとする。

(法第四条第一項第七号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第九条 法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

- 一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針
- 二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

ハ 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画(次に掲げる事項を記載した計画をいう。)を適切かつ円滑に実施するための方策

(1) 毎年九月末日及び三月末日(以下「報告基準日」という。

〔一〕における中小規模事業者等向け貸出比率(中小企業者又は地元の事業者(以下「中小規模事業者等」という。))に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。

〔二〕の水準を、当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策

(法第四条第一項第七号の信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第九条 法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

- 一 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針
- 二 信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 信用供与の実施体制の整備のための方策

ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業を始めとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

(新設)

(2) 報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の
残高の見込み

三 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に
資する方策として次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

二 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(法第五条第一項第一号の経営の改善の目標に関する基準)

第十条 法第五条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、
コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、
業務粗利益経費率が低下することとする。

(健全な自己資本の状況にある旨の区分)

第十条の二 法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全
な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる労働金庫等
の種類に応じ当該各号に定める区分をいう。

一 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法(昭和五
十六年法律第五十九号)第十四条の二第二号に規定する子会社等
を有する労働金庫等 単体自己資本比率及び連結自己資本比率の
いずれも四パーセント以上であること。

三 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に
資する方策として次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

(新設)

(法第五条第一項第一号の経営の改善の目標に関する基準)

第十条 法第五条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、
コア業務純益ROAの上昇の程度が労働金庫等のうち最近における
コア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業
務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回り、かつ
、不良債権比率(別紙様式第一号(記載上の注意)に規定する不良
債権比率をいう。以下同じ。)が低下することとする。

(新設)

二 前号に規定する労働金庫等以外の労働金庫等 単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

2 前項に規定する「単体自己資本比率」とは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・労働省令第八号）第二章第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

3 第一項第一号に規定する「連結自己資本比率」とは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二章第四項に規定する連結自己資本比率をいう。

（令第五条第二号の主務省令で定める基準）

第十一条 令第五条第二号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一・二 （略）

（削る）

（令第五条の主務省令で定めるもの及び主務省令で定める基準）

第十一条 令第五条第二号イに規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一・二 （略）

2 令第五条第二号ハに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け（基準適合金融機関等にあつては、第一号に掲げる要件に該当する優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け）とする。

一 法第三条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額に照らし、て相当程度の地方公共団体、協同組織中央金融機関（全国を地区とする労働金庫連合会をいう。以下同じ。）その他の者（会員又

第十二条 削除

(法第九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

は組合員を除く。)による優先出資の引受け又は劣後特約付消費貸借による貸付け(当該申込みに係るものを除く。)であること。

二 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第一項の規定による命令であつて、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する金庫又は金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものを受けて行われる適切な資本の増強その他の自己資本の充実に資する措置であると認められるものであること。

(令第六条の事業再構築)

第十二条 令第六条に規定する主務省令で定めるものは、事業再構築(産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第二条第二項に規定する事業再構築をいう。以下この条において同じ。)のうち、金融庁長官及び厚生労働大臣の指定する金融機関等における次に掲げる措置のいずれかを含まない事業再構築以外のものとする。

一 資本金の額の最大限の増加(最近において行われており、又は行われることが確実であると認められるものに限る。)

二 前号に掲げる措置以外の事業再構築

(法第九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第十四条 (略)

2 法第九条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する労働金庫等は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 (略)

二 法第四条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、第三条第一項第二号から第四号までに掲げる書類

三・四 (略)

3 (略)

(法第九条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第十五条 法第九条第二項第一号(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告)

第十四条 (略)

2 法第九条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する労働金庫等は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 (略)

二 法第四条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ 第三条第一項第二号から第四号までに掲げる書類

ロ 経営強化計画の変更の内容につき第三者による評価を受けたことを証する書面

ハ ロの評価の概要を記載した書面

三・四 (略)

3 (略)

(法第九条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第十五条 法第九条第二項第一号(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下することとする。

(法第十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告)

第十七条 法第十条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による経営強化計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画に記載した各種の指標の動向（法第四条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末日における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

2 (略)

（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第十八条 法第十二条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該労働金庫等が当該期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

第十七条 法第十条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による経営強化計画の履行状況の報告は、毎年九月末日及び三月末日（以下「報告基準日」という。）における当該経営強化計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画に記載した各種の指標の動向（法第四条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末日における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

2 (略)

（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第十八条 法第十二条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該労働金庫等が当該期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 第三条第一項第二号から第四号までに掲げる書類

二・三 (略)

2 (略)

(法第十二条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第十九条 法第十二条第二項第一号(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第十四条第四項第一号の経営の改善の目標に関する基準)

一 第三条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる書類

二・三 (略)

2 (略)

(法第十二条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第十九条 法第十二条第二項第一号(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること(経営強化計画を提出した労働金庫等のコア業務純益ROAの水準が労働金庫等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもの、コア業務純益ROAの水準(以下この条において「基準値」という。)を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること)とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が労働金庫等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいもの、当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該経営強化計画を提出した労働金庫等のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

(法第十四条第四項第一号の経営の改善の目標に関する基準)

第二十三条 法第十四条第四項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 経営強化計画を提出した承継金融機関等が合併に係るものである場合 コア業務純益が当該合併の当事者である金融機関等のコア業務純益の合計額よりも増加し、又はコア業務純益ROAが当該合併の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いものコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該合併の当事者である金融機関等のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

二 経営強化計画を提出した承継金融機関等が合併以外の合併等に係るものである場合 コア業務純益ROAが当該合併等の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いものコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該合併等の当事者である金融機関等のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

(基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出)

第二十五条 法第十六条第一項の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十三条 法第十四条第四項第一号に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること（経営強化計画を提出した承継金融機関等のコア業務純益ROAの水準が労働金庫等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のものコア業務純益ROAの水準（以下この条において「基準値」という。）を下回っている場合にあっては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること）とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が労働金庫等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいもの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該承継金融機関等のコア業務純益ROAの水準が当該コア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

(基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出)

第二十五条 法第十六条第一項の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書（経営強化計画に係る金融組織再編成が銀行等、信用金庫又は信用協同組合を組織再編成金融機関等とする特定組織再編成であり、かつ、当該銀行等、信用金庫又は信用協同組合の役員となるべき者が社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。）、社外監査役（同条第十六号に規定する社外監査役をいう。）又は金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第三条第二項に規定する員外監事である場合にあつては、その旨を記載した書面を含む。第三十七条において同じ。）及び部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該労働金庫等が他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実に法第十五条第一項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等において部門別の損益管理がされていること（当該他の金融機関等が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の金融機関等において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをしない場合にあつては令第十二条第二号に掲げる事項を含む、当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをする場合にあつては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

一〇四 (略)

五 当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書（経営強化計画に係る金融組織再編成が銀行等、信用金庫又は信用協同組合を組織再編成金融機関等とする特定組織再編成であり、かつ、当該銀行等、信用金庫又は信用協同組合の役員となるべき者が社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。）、社外監査役（同条第十六号に規定する社外監査役をいう。）又は金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第三条第二項に規定する員外監事である場合にあつては、その旨を記載した書面を含む。第三十七条において同じ。）及び部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該労働金庫等が他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実に法第十五条第一項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等において部門別の損益管理がされていること（当該他の金融機関等が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の金融機関等において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをしない場合にあつては令第十二条第二号に掲げる事項を含む、当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをする場合にあつては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六・七 (略)

八及び九 削除

十 当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該労働金庫等の事務所の設置の状況（経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再編成金融機関等とするものである場合にあつては、当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の事務所の設置の状況の見込みを含む。）を記載した書面

(削る)

(削る)

六・七 (略)

八 経営強化計画につき第三者による評価を受けたことを証する書面

九 前号の評価の概要を記載した書面

十 当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該労働金庫等が基準適合金融機関等でない金融機関等（協同組織金融機関を除く。）であるときは、令第十四条第一項ロに掲げる要件に該当することを証する書面

ニ 当該労働金庫等が協同組織金融機関であるときは、次に掲げる書類

(1) 当該労働金庫等の事務所の設置の状況（経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再編成金融機関等とするものである場合にあつては、当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の事務所の設置の状況の見込みを含む。）を記載した書面

(2) 経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再編成金融機関等とするものであるときは、令第十四条第二号ロ及びハに掲げる要件に該当することを証する書面

ホ 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成（第二

ニ・ホ (略)
十一 (略)

(法第十六条第一項第二号の経営の改善の目標)

第二十六条 法第十六条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、コア業務純益又はコア業務純益ROA及び業務粗利益経費率を指標とする収益性の確保及び業務の効率化とする。

第二十八条から第三十条まで 削除

十八条に規定する基本的特定組織再編成に限る。)でないときは、法第十七条第一項第四号ホに掲げる要件に該当することを証する書面

ヘ・ト (略)
十一 (略)

(法第十六条第一項第二号の経営の改善の目標)

第二十六条 法第十六条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、収益性及び業務の効率の向上の程度(コア業務純益ROAの上昇及び業務粗利益経費率の低下の程度を含むものに限る。)並びに不良債権の処理とする。

(法第十六条第一項第五号口の主務省令で定めるもの)

第二十八条 法第十六条第一項第五号口に規定する主務省令で定めるものは、一の特定金融機関等と特定金融機関等以外の金融機関等を当事者とする特定組織再編成(当該特定組織再編成に係る法第十五条第一項の申込みに係る株式等の引受け等が当該特定組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実の見込みに照らし当該特定金融機関等による当該特定組織再編成の実施に必要な範囲を超えないものを除く。)以外の特定組織再編成(以下「基本的特定組織再編成」という。)とする。

(法第十六条第一項第五号口の経営責任等の明確化に関する基準)

第二十九条 法第十六条第一項第五号ロに規定する主務省令で定める基準は、代表権のある役員が役員を退任することとする。

(法第十六条第一項第五号ハの経営責任及び株主責任の明確化に関する基準)

第三十条 法第十六条第一項第五号ハに規定する主務省令で定める基準は、法第十七条第一項の規定による決定(法第十九条第一項の規定による承認を含む。)を受けて当該決定又は承認に係る経営強化計画に係る金融組織再編成を実施する時期までに代表権のある役員が役員を退任し、かつ、当該金融組織再編成の後において当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の役員に就任しないこととする。

(法第十六条第一項第五号ニの信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第三十一条 法第十六条第一項第五号ニに規定する主務省令で定めるものは、第九条各号に掲げる方策とする。

(基本計画提出金融機関等でない労働金庫等による経営強化計画の提出)

第三十二条 法第十六条第三項の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなけ

(法第十六条第一項第五号ロの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第三十一条 法第十六条第一項第五号ロに規定する主務省令で定めるものは、第九条各号に掲げる方策とする。

(基本計画提出金融機関等でない労働金庫等による経営強化計画の提出)

第三十二条 法第十六条第三項の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなけ

ればならない。

一 第二十五条第一号から第四号まで及び第七号に掲げる書類

二 (略)

三 当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 第二十五条第十号ニ及びホに掲げる書類

四 (略)

(法第十七条第一項第一号の経営の改善の目標に関する基準)

第三十三条 法第十七条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 経営強化計画に係る金融組織再編成が合併である場合 コア業務純益が当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のコア業務純益の合計額よりも増加し、又はコア業務純益ROAが当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

ればならない。

一 第二十五条第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる書類

二 (略)

三 当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 第二十五条第十号へ及びトに掲げる書類

四 (略)

(法第十七条第一項第一号の経営の改善の目標に関する基準)

第三十三条 法第十七条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 経営強化計画を提出した労働金庫等が基本計画提出金融機関等であつて、当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをした場合 経営強化計画を提出した労働金庫等(当該労働金庫等が他の金融機関等(新たに設立されるものを含む。))の自己資本の充実のために同条第一項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等。以下この条において同じ。)のコア業務純益ROAの上昇(当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益

二 経営強化計画に係る金融組織再編成が合併以外の特定組織再編成である場合 コア業務純益ROAが当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いもの、コア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下する⁹⁾こと。

ROAの水準からの上昇に限る。)の程度が労働金庫等(経営強化計画を提出した労働金庫等が他の金融機関等(新たに設立されるものを含む。)の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等と同一の業態に属する金融機関等)のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回り、かつ、不良債権比率が低下すること⁹⁾

二 経営強化計画を提出した労働金庫等が基本計画提出金融機関等以外のものであつて、当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをした場合 不良債権比率が低下すること(経営強化計画を提出した労働金庫等のコア業務純益ROAの水準が労働金庫等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもの、コア業務純益ROAの水準(以下この号において「基準値」という。)を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること。)

イ コア業務純益ROAの上昇の程度が労働金庫等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいもの、当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

ロ コア業務純益ROAの上昇により、当該経営強化計画を提出した労働金庫等のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

三 経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の一部の譲渡又は譲受けである場合 コア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下すること。

(令第十四条第二号の主務省令で定めるもの)

第三十四条 令第十四条第二号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

(削る)

三 経営強化計画を提出した労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをしなかった場合 不良債権比率が低下すること。

(令第十四条の主務省令で定める基準及び主務省令で定めるもの)

第三十四条 令第十四条第二号イに規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

2 令第十四条第二号ハに規定する主務省令で定めるものは、次に掲

げる要件のいずれにも該当する優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け(基準適合金融機関等にあつては、第一号に掲げる要件に該当する優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け)とする。

一 法第十五条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当程度の地方公共団体、協同組織中央金融機関その他の者(会員又は組合員を除く。)による優先出資の引受け又は劣後特約付消費貸借による貸付け(当該申込みに係るものを除く。)であること。

二 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第一項の規定による命令であつて、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する金庫又は金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものを受けて行われる適切な資本の増強そ

第三十五条 削除

(法第十九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第三十七条 (略)

2 法第十九条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する労働金庫等は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 (略)

二 法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、第二十五条第一号から第三号までに掲げる書類

三 (略)

四 法第十六条第一項第四号、第五号イ若しくはロ又は令第十二条

の他の自己資本の充実に資する措置であると認められるものであること。

(法第十七条第一項第四号ホの主務省令で定めるもの)

第三十五条 法第十七条第一項第四号ホに規定する主務省令で定めるものは、基本的特定組織再編成とする。

(法第十九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第三十七条 (略)

2 法第十九条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する労働金庫等は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 (略)

二 法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、次に掲げる書類
イ 第二十五条第一号から第三号までに掲げる書類
ロ 経営強化計画の変更の内容及び第三者による評価を受けたことを証する書面

ハ ロの評価の概要を記載した書面

三 (略)

四 法第十六条第一項第四号、第五号イ若しくはロ又は令第十二条

各号若しくは令第十三条各号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、役員履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

五 法第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

六 (略)

3 (略)

(法第十九条第三項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第三十八条 法第十九条第三項第一号(法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、法第十七条第一項の規定による決定(法第十九条第一項の規定による承認を含む。以下この条において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う前において経営強化計画の変更をする場合にあつては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとし、法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後において経営強化計画の変更をする場合にあつてはコア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

一 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が合併である場合
コア業務純益が当該金融組織再編成の当事者である金融機関等

各号若しくは令第十三条各号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、役員履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

五 法第十六条第一項第五号ホ又はへに掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

六 (略)

3 (略)

(法第十九条第三項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第三十八条 法第十九条第三項第一号(法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、法第十七条第一項の規定による決定(法第十九条第一項の規定による承認を含む。以下この条において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う前において経営強化計画の変更をする場合にあつては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとし、法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後において経営強化計画の変更をする場合にあつては不良債権比率が低下することとする。

一 変更後の経営強化計画を提出した労働金庫等が基本計画提出金融機関等であつて、当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込み

のコア業務純益の合計額よりも増加し、又はコア業務純益ROAが当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いものコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

二 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が合併以外の特定組織再編成である場合 コア業務純益ROAが当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いものコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

をした場合 変更後の経営強化計画を提出した労働金庫等（当該労働金庫等が他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために法第十五条第一項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等。以下この条において同じ。）のコア業務純益ROAの上昇（当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いものコア業務純益ROAの水準からの上昇に限る。）の程度が労働金庫等（変更後の経営強化計画を提出した労働金庫等が他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等と同一の業態に属する金融機関等）のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいもの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回り、かつ、不良債権比率が低下すること。

二 変更後の経営強化計画を提出した労働金庫等が基本計画提出金融機関等以外のものであつて、当該労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをした場合 不良債権比率が低下すること（変更後の経営強化計画を提出した労働金庫等のコア業務純益ROAの水準が労働金庫等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のものコア業務純益ROAの水準（以下この号において「基準値」という。）を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること。）。

三 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の一部の譲渡又は譲受けである場合 コア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下すること。

(令第十八条第二号の主務省令で定めるもの)

第三十九条 令第十八条第二号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

(削る)

イ コア業務純益ROAの上昇の程度が労働金庫等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいもの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ることを上回ること。

ロ コア業務純益ROAの上昇により、当該労働金庫等のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

三 変更後の経営強化計画を提出した労働金庫等が法第十五条第一項の申込みをしなかった場合 不良債権比率が低下すること。

(令第十八条の主務省令で定める基準及び主務省令で定めるもの)

第三十九条 令第十八条第二号イに規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

2 令第十八条第二号ハに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け(基準適合金融機関等にあつては、第一号に掲げる要件に該当する優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け)とする。

一 法第十五条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当程度の地方公共団体、協同組織中央金融機関その他の者(会員又は組合員を除く。)による優先出資の引受け又は劣後特約付消費貸借による貸付け(当該申込みに係るものを除く。)で

あること。

二 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第一項の規定による命令であつて、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する金庫又は金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があるとき認めるときに受けて行われる適切な資本の増強その他の自己資本の充実に資する措置であると認められるものであること。

(法第十九条第三項第四号ホの主務省令で定めるもの)

第四十条 法第十九条第三項第四号ホに規定する主務省令で定めるものは、基本的特定組織再編成とする。

(法第十九条第五項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表)

第四十一条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第十九条第一項の規定による承認をしたときは、同条第五項(法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画を提出した労働金庫等の名称、当該変更後の経営強化計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第三十七条第二項第一号に掲げる書類(法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第二十五条第一号に掲

第四十条 削除

(法第十九条第五項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表)

第四十一条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第十九条第一項の規定による承認をしたときは、同条第五項(法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画を提出した労働金庫等の名称、当該変更後の経営強化計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第三十七条第二項第一号に掲げる書類(法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第二十五条第一号に掲

げる書類を含み、法第十六条第一項第五号ハ又は二に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第二十五条第一号及び第三十七条第二項第五号ロに掲げる書類を含む。)を公表するものとする。

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第四十三條 法第二十二條第一項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第一項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該労働金庫等が当該期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 第二十五條第一号から第三号までに掲げる書類

二 役員^イの履歴書その他の法第十六條第一項第四号並びに第五号イ及びロ並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

げる書類を含み、法第十六条第一項第五号ホ又はへに掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第二十五条第一号及び第三十七条第二項第五号ロに掲げる書類を含む。)を公表するものとする。

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第四十三條 法第二十二條第一項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第一項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該労働金庫等が当該期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 第二十五條第一号から第三号まで、第八号及び第九号に掲げる書類

二 役員^イの履歴書その他の法第十六條第一項第四号、第五号イ及びロ並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 (略)

2 (略)

(法第二十二條第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第四十四條 法第二十二條第二項第一号(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第二十四條第三項の規定による経営強化計画の提出)

第四十八條 法第二十四條第三項の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等(労働金庫等)に限る。以下この章にお

三 (略)

2 (略)

(法第二十二條第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第四十四條 法第二十二條第二項第一号(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること(経営強化計画を提出した労働金庫等のコア業務純益ROAの水準が労働金庫等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもの、コア業務純益ROAの水準(以下この条において「基準値」という。)を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること)とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が労働金庫等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいもの(当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回る)と。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該経営強化計画を提出した労働金庫等のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

(法第二十四條第三項の規定による経営強化計画の提出)

第四十八條 法第二十四條第三項の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等(労働金庫等)に限る。以下この章にお

いて同じ。)は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面(当該承継組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立される労働金庫等である場合にあつては、部門別の損益管理がされることを証する書面)その他の法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項(当該経営強化計画に同条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。)の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三・四 (略)

2 (略)

(法第二十四条第四項第一号の経営の改善の目標に関する基準)

第四十九条 法第二十四条第四項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等が合併に係るものである場合 コア業務純益が当該合併の当事者である金融機関等のコア業務純益の合計額よりも増加し、又はコア業務純益ROAが当該合併の当事者である金融機関等のうちコア業務純益

いて同じ。)は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面(当該承継組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立される労働金庫等である場合にあつては、部門別の損益管理がされることを証する書面)その他の法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項(当該経営強化計画に同条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。)の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三・四 (略)

2 (略)

(法第二十四条第四項第一号の経営の改善の目標に関する基準)

第四十九条 法第二十四条第四項第一号に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること(経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等のコア業務純益ROAの水準が労働金庫等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもの、コア業務純益ROAの水準(以下この条において「基準値」という。)を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること)とする。

ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該合併の当事者である金融機関等のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

二 経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等が合併以外の合併等に係るものである場合、コア業務純益ROAが当該合併等の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該合併等の当事者である金融機関等のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

(法第二十七条第二項の規定による経営強化指導計画の提出)

第五十三条 法第二十七条第二項の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関(全国を地区とする労働金庫連合会をいう。以下この章において同じ。)は、当該経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇六 (略)

(法第二十八条第一項第二号イの経営の改善の目標に関する基準)

第五十四条 法第二十八条第一項第二号イに規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるも

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が労働金庫等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該承継組織再編成金融機関等のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

(法第二十七条第二項の規定による経営強化指導計画の提出)

第五十三条 法第二十七条第二項の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、当該経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇六 (略)

(法第二十八条第一項第二号イの経営の改善の目標に関する基準)

第五十四条 法第二十八条第一項第二号イに規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるも

のとする。

一 経営強化計画に係る金融組織再編成が合併である場合 コア業務純益が当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関のコア業務純益の合計額よりも増加し、又はコア業務純益ROAが当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

二 経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の全部の譲渡又は譲受けである場合 コア業務純益ROAが当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

のとする。

一 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出した対象協同組織金融機関である場合又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合 経営強化計画を提出した協同組織金融機関のコア業務純益ROAの上昇（当該協同組織金融機関に係る法第二十五条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準からの上昇に限る。）の程度が労働金庫等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回り、かつ、不良債権比率が低下すること。

二 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出した協同組織金融機関（対象協同組織金融機関でないものに限る。）である場合 不良債権比率が低下すること。

三 経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の一部の譲渡又は譲受けである場合 コア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下すること。

(法第二十八条第一項第三号イの経営の改善の目標に関する基準)
第五十五条 法第二十八条第一項第三号イに規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第三十条第一項の規定による経営強化計画の変更)
第五十七条 (略)

2 法第三十条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する

(新設)

(法第二十八条第一項第三号イの経営の改善の目標に関する基準)
第五十五条 法第二十八条第一項第三号イに規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること(経営強化計画を提出した協同組織金融機関のコア業務純益ROAの水準が労働金庫等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもの、コア業務純益ROAの水準(以下この条において「基準値」という。)を下回っているときは、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること)とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が労働金庫等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいもの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該協同組織金融機関のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

(法第三十条第一項の規定による経営強化計画の変更)
第五十七条 (略)

2 法第三十条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する

協同組織金融機関は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一・二 (略)

三 法第四条第一項第三号若しくは法第十六条第一項第四号、法第四条第一項第四号若しくは法第十六条第一項第五号イ、法第四条第一項第七号若しくは法第十六条第一項第五号ロ又は令第二十六条各号、令第二十七条各号若しくは令第二十八条各号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 (略)

(法第三十条第二項第一号の経営の改善の目標に関する基準)
第五十八条 法第三十条第二項第一号に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

(協同組織金融機能強化方針等の提出)

協同組織金融機関は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一・二 (略)

三 法第四条第一項第三号若しくは法第十六条第一項第四号、法第四条第一項第四号若しくは法第十六条第一項第五号イ、法第四条第一項第七号若しくは法第十六条第一項第五号ロ又は令第二十六条各号、令第二十七条各号若しくは令第二十八条各号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 (略)

(法第三十条第二項第一号の経営の改善の目標に関する基準)
第五十八条 法第三十条第二項第一号に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下することとする。

(新設)

第七十三条 法第三十四条の三第一項の規定により協同組織金融機能

(新設)

強化方針並びに法第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面（以下この条において「申込額書面」という。）を提出する協同組織中央金融機関等（全国を地区とする労働金庫連合会をいう。以下この章において同じ。）は、別紙様式第五号により作成した協同組織金融機能強化方針及び別紙様式第六号により作成した申込額書面に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 法第三十四条の二の申込みの理由書

二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

四 第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

五 役員の履歴書、当該協同組織中央金融機関等において部門別の

損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の三第一項第二号及び令第三十条の二各号に掲げる事項並びに同項第三号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 当該申込みに係る優先出資の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七 法第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該優先出資及び当該貸付債権に係る借入金につき優先出資処分（剰余金をもってする優先出資の消却をいう。）、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策を記載した書面その他の法第三十四条の四第一項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

八 その他法第三十四条の四第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第三十四条の三第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項）

第七十四条 法第三十四条の三第一項第二号に規定する主務省令で定

（新設）

めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 協同組織金融機関等（労働金庫等に限る。以下この章において同じ。）による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

ロ 協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

ハ 協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画（次に掲げる事項を記載した計画をいう。）を適切かつ円滑に実施するための方策

(1) 報告基準日における各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率の水準を、当該各特別関係協同組織金融機関等が特別関係協同組織金融機関等となったときにおける当該各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策

(2) 報告基準日における各特別関係協同組織金融機関等による中小規模事業者等に対する信用供与の残高を、当該各特別関係協同組織金融機関等が特別関係協同組織金融機関等となつ

たときにおける当該各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等に対する信用供与の残高と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策

三| その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イ| 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ| 経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ| 早期の事業再生に資する方策

ニ| 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項）

第七十五条 法第三十四条の三第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一| 協同組織金融機関等から特定支援（法第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。以下この条において同じ。）の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

イ| 特定支援の実施により、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特定支援の申込みをした協同組織金融機

（新設）

関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると見込まれること。

ロ 特定支援の実施により取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難でないこと。

ハ 特定支援の申込みをした協同組織金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

二 協同組織金融機関等に対して行う特定支援以外の財政上の支援を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制に関する事項

（法第三十四条の三第一項第五号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第七十六条 法第三十四条の三第一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。

（新設）

（特定支援）

第七十七条 法第三十四条の三第三項に規定する主務省令で定める支援は、優先出資の引受け等とする。

（新設）

（法第三十四条の五の規定による協同組織金融機能強化方針の公表）

第七十八条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が法第三十四条の四第一項の規定による決定をしたときは、法第三十四条の五の規定により、当該決定の日付、当該決定に係る協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等の名称、当該協同組織金融機能強化方針の内容並びに当該協同組織金融機能強化方針に添付された第七十三条第一号及び第二号に掲げる書類を公表するものとする。

(新設)

(法第三十四条の七第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の変更)

第七十九条 法第三十四条の七第一項に規定する主務省令で定める軽

(新設)

微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 提出者である協同組織中央金融機関等の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更
- 二 その他趣旨の変更を伴わない変更

2 法第三十四条の七第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等は、当該変更後の協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の協同組織金融機能強化方針は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

- 一 協同組織金融機能強化方針の変更の理由書
- 二 法第三十四条の三第一項第二号又は令第三十条の二各号に掲げ

る事項の変更に係る協同組織金融機能強化方針の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 その他法第三十四条の七第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第三十四条の七第三項において準用する法第三十四条の五の規定による変更後の協同組織金融機能強化方針の公表)

第八十条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第三十四条の七第一項の規定による承認をしたときは、同条第三項において準用する法第三十四条の五の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等の名称、当該変更後の協同組織金融機能強化方針の内容及び当該変更後の協同組織金融機能強化方針に添付された前条第二項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(新設)

(法第三十四条の八第一項の規定による協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況等の報告)

第八十一条 法第三十四条の八第一項の規定による報告は、報告基準日における同項各号に掲げる事項について、当該報告基準日から三ヶ月以内に、行わなければならない。

(新設)

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第三十四条の八第一項の規定により同項各号に掲げる事項について報告を受けたときは、同条第

二項において準用する法第三十四条の五の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った協同組織中央金融機関等の名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

第八十二条・第八十三条 (略)

第七十三条・第七十四条 (略)